

南海地震条例づくり 項目別検討表

NO. 6

場所		揺れから身を守る / 応急・復旧段階 / A-3-1 「被災建築物・被災宅地の応急危険度判定等の余震対策」
日時		

	主体						
	自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)		
	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	
時間軸	備えの段階				県、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○県と市町村が協力した被災建築物・宅地の応急危険度判定実施のための体制の確立 ○制度について住民への周知 ○必要な資機材の整備 	
	地震発生時				県	<ul style="list-style-type: none"> ○被災建築物・宅地の応急危険度判定士の養成と資質向上のための必要な研修等の実施 <p>(※他県との連携体制については、E-3-2)</p>	
	応急・復旧段階						<ul style="list-style-type: none"> ●余震発生等による二次被害の防止のため広報・啓発活動をおこなう(D-2-1)
		県民	<ul style="list-style-type: none"> ○利用、入居をやめる。危険と思われる場所に近づかないようにする ○家屋単位での判定もあるが、ある一定地区での判定及び立入禁止の検討を行う ○判定士等に判定を依頼する ○安全が確認できるまでは避難を続ける ●余震により倒壊の危険のある住宅への立ち入り規制へ協力する(A-2-1) ●余震の情報の入手に努め、余震の揺れに警戒した行動を取る(A-2-1) ●損傷家屋への立ち入り規制協力(禁止、一時)(B-2-1) 	自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ○判断がつかない場合は立ち入り禁止等の看板を設置する ●余震に関する情報入手に努め、住民に対する情報伝達を速やかに行う(A-2-1) 	市町村 県 県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○被災建築物・宅地の応急危険度判定の実施 ○市町村が行う被災建築物・宅地の応急危険度判定の支援(※他県との連携体制については、E-3-2) ●応急危険度判定を進める(A-2-1) ●道路のり面、住宅団地、工業団地、橋架等の二次被害判定(A-2-1) ●揺れによる二次被害の防止を行う(危険箇所の点検、立入禁止など応急対策、情報提供、避難対策)(A-2-1)
	復興段階						<ul style="list-style-type: none"> ○応急・復旧に関する被災住民の意見・要望等を把握し、行政に連絡する(H-3-1)
					国	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅への経済的支援(H-3-1) 	